

特定建築物定期点検業務 共通仕様書

1. 目的

建築基準法第 12 条第 2 項の規定により、当該建築物の敷地・構造及び建築設備について定期的にその状況を有資格者に調査し、その結果を報告するものとする。

2. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度は特記仕様書による。

3. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

4. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

5. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。
このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂地域交流センター 高砂市高砂町北本町 1110-1

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 2 階
- ・ 延床面積 678.4 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

荒井地域交流センター 高砂市荒井町扇町 2 番 24 号

2. 施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 881.8 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6.報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7.その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

伊保地域交流センター 高砂市伊保東1丁目18番6号

2. 施設概要

- ・ 構造 RC造 地上3階
- ・ 延床面積 2358.76 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2026年、2029年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

中筋地域交流センター 高砂市中筋3丁目5番24号

2. 施設概要

- ・ 構造 RC造 地上2階
- ・ 延床面積 606.0 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2026年、2029年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

曽根地域交流センター 高砂市曽根町 2301 番地の 35

2. 施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 敷地面積 4,049.22 m²
- ・ 建築面積 779.37 m²
- ・ 延床面積 1,055.31 m²
- ・ 床面積 1 階 662.18 m²
- ・ 2 階 393.13 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

米田地域交流センター 高砂市米田町米田 734 番地

2. 施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 970.95 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

阿弥陀地域交流センター 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1173 番地の 1

施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 840.92 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

北浜地域交流センター 高砂市北浜町北脇 74 番地の 3

施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 793.15 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂市教育センター 高砂市阿弥陀町生石番地の1

施設概要

- ・ 構造 RC造 地上3階
- ・ 延床面積 1,809.58 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2026年、2029年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂小学校 高砂市高砂町大工町 810 番地の 1

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 4 階 地下 1 階
- ・ 延床面積 10,489.71 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

荒井小学校 高砂市荒井町東本町 10 番 1 号

荒井幼稚園 高砂市荒井町東本町 10 番 1 号

2. 施設概要

荒井小学校

・ 構造 地上 3 階 地下 1 階

・ 延床面積 9,158.36 m²

荒井幼稚園

・ 構造 地上 2 階 地下 1 階

・ 延床面積 1,149.00 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

伊保小学校 高砂市伊保東1丁目18番1号

2. 施設概要

- ・ 構造 地上4階 地下一階
- ・ 延床面積 7,426.73 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2025年、2028年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

伊保南小学校 高砂市梅井2丁目4番1号

2. 施設概要

- ・ 構造 地上4階 地下一階
- ・ 延床面積 7,083.77 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2026年、2029年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

中筋小学校 高砂市中筋 1 丁目 2 番 1 号

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 3 階 地下一階
- ・ 延床面積 6,804.80 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

曾根小学校 高砂市曾根町 2500 番地

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 3 階 地下 1 階
- ・ 延床面積 9,746.85 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

米田小学校 高砂市米田町米田 451 番地

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 4 階 地下一階
- ・ 延床面積 9,643.519 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

米田西小学校 高砂市米田町塩市 17 番地の 1

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 4 階 地下一階
- ・ 延床面積 6,435.38 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

阿弥陀小学校 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1153 番地

2. 施設概要

- ・ 構造 地上3階 地下一階
- ・ 延床面積 8,050.17 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2025年、2028年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

北浜小学校 高砂市北浜町北脇 34 番地の 5

施設概要

- ・ 構造 地上 3 階 地下 1 階
- ・ 延床面積 5,336.259 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂中学校 高砂市高砂町大工町 638 番地

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 4 階 地下 一階
- ・ 延床面積 11,818.38 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

荒井中学校 高砂市荒井町千鳥3丁目1番1号

2. 施設概要

- ・ 構造 地上4階 地下一階
- ・ 延床面積 10,020.03 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2025年、2028年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

竜山中学校 高砂市松陽3丁目1番地

2. 施設概要

- ・ 構造 地上4階 地下一階
- ・ 延床面積 9,916.76 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2025年、2028年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

松陽中学校 高砂市松陽1丁目11番1号

2. 施設概要

- ・ 構造 地上3階 地下一階
- ・ 延床面積 9,398.84 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2025年、2028年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

—

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

宝殿中学校 高砂市米田町米田 1174 番地の 1

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 3 階 地下一階
- ・ 延床面積 10,683.30 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

鹿島中学校 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1979 番地の 3

2. 施設概要

- ・ 構造 地上 4 階 地下一階
- ・ 延床面積 9,859.21 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2025 年、2028 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

旧曾根幼稚園 高砂市曾根町 2478 番地

施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 699.0 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂こども園 高砂市西畑 1 丁目 2 番 8 号

施設概要

- ・ 構造 地上 2 階 地下一階
- ・ 延床面積 1,496.00 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

荒井こども園 高砂市荒井町紙町 2 番 1 号

施設概要

- ・ 構造 S 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 817.6 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

伊保こども園 高砂市梅井 4-3-6

施設概要

- ・ 構造 地上 2 階
- ・ 延床面積 1 5 4 0 ,. 8 4 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2 0 2 9 年、2 0 3 2 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

中筋こども園 高砂市中筋1丁目2番35号

施設概要

- ・ 構造 S 造 地上2階
- ・ 延床面積 785.84 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2026年、2029年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

曽根こども園 高砂市曽根町 2404 番地の 2

施設概要

- ・ 構造 S 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 1,081.50 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

米田こども園 高砂市米田町米田 451 番地

施設概要

- ・ 構造 S 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 1,159.50 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2029 年、2032 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

阿弥陀こども園 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1176 番地の 2

施設概要

- ・ 構造 S 造 地上 2 階 倉庫（地下 1 階）
- ・ 延床面積 1,546.93 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度 令和 7 年 7 月竣工 令和 13 年（2031 年）に初回点検

3 年 1 回 実施年度 2031 年、2034 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

北浜こども園 高砂市北浜町北脇 252 番地の 1

2. 施設概要

- ・ 構造 S 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 1,284.00 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂児童学園 高砂市阿弥陀町南池 516 番地

施設概要

- ・ 構造 S 造 地上 1 階
- ・ 延床面積 474.07 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

みのり会館 高砂市松陽2丁目23番地の1

施設概要

- ・ 構造 RC造 地上2階
- ・ 延床面積 395.87 m²

2. 業務内容

共通仕様書による。

3. 時期・頻度

3年1回 実施年度 2026年、2029年

4. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

5. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

6. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

消防本部 高砂市伊保4丁目553番地の1

2. 施設概要

- ・ 構造 庁舎 RC 造 地上 2 階
消防署（増築部分）S 造 地上 3 階
- ・ 延床面積 2,098.01 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2026 年、2029 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

特定建築物定期点検業務 仕様書

1. 履行場所

高砂分署 高砂市高砂町朝日町 2 丁目 10-2

2. 施設概要

- ・ 構造 RC 造 地上 2 階
- ・ 延床面積 7 2 8 . 8 2 m²

3. 業務内容

共通仕様書による。

4. 時期・頻度

3 年 1 回 実施年度 2 0 2 6 年、2 0 2 9 年

5. 業務内容

(1) 調査方針

防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。又、法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。

調査が不能又は不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。

(2) 調査方法

ア. 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマー等とし、特殊な測定器などは使用しないものとする。

イ. 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、管理者に問診をする。

ウ. 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做するものとする。

(3) 調査内容

項 目	調 査 内 容
敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、堀、擁壁
建築物の外部	基礎、土台、外壁
屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
その他	避雷設備、煙突、その他

6. 報告

調査報告書を作成し、調査者及び所有者が捺印し、報告するものとする。

調査の結果、不備を発見し改善が必要な場合には、その理由を付して発注者に報告するものとする。ただし、改善に伴う工事及び部品費については、受注者は負担しないものとする。

7. その他

- (1) 調査者は、1 級・2 級建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査資格者とする。
- (2) 外壁の打診検査は足場を組まない範囲で一部を実施するものとし、全面打診が必要な場合の足場設置や診断等に関わる費用については、発注者負担とする。
- (3) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (5) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (6) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。